霊壇使用規則

第一条　1　霊壇使用に際し、定められた使用権料および年間管理料を申し受けます。
　　2　使用期限は、納骨月又は予約月より２年間とします。
　　但し、更新手続きと更新料の支払いにより継続使用できます。

第二条　1　使用区画には、複数の遺骨壷を納骨安置できるものとします。
　　但し、使用者本人が飼育していたペットの遺骨に限ります。
　　2　遺骨を納骨安置する際は、事前に管理事務所に申し出てください。
　　3　他所にて火葬した遺骨を納骨安置する場合、納骨料を申し受けます。

第三条　1　使用期間満了後、継続使用を希望する場合、使用期限日迄に来園のうえ更新手続をとっていただきます。
　　2　更新は、更新料の支払いをもって手続きとします。
　　3　更新料は、更新時の同ランク使用権料の５０％とします。
　　4　使用期間満了後、継続使用を希望しない場合、使用期限日迄に納骨場所を明け渡していただきます。

第四条　1　通常年(更新にあたらない年)の管理料の滞納が６ヶ月を超えた場合御遺骨は、納骨棚より降ろされ、更に６ヵ月の滞納で合同供養碑に移され合祀という扱いになります。使用権は消失し、使用権料は返却されないものとします。
　　2　更新年の管理料及び更新料については、使用期限満了月より１ヶ月以内に更新手続きがなされない場合、更新意志がないものとし合祀扱いいたします。使用権は消失し、使用権料は返却されないものとします。

第五条　1　使用期間満了前に合祀又は遺骨の持ち帰り、及び使用区画の移動がなされた場合、原則として未消却分の管理料・使用権料は返却されないものとします。
　　2　第五条１において、支払済の更新料は返却されないものとします。

第六条　1　霊壇使用に際し、供物・お飾り等、他人に迷惑を及ぼさない範囲でお願いします。不適当と認められるものについては、お断りすることがあります。
　　2　供物（食品）については、定期的に一掃させていただきます。

第七条　1　明らかな規則違反があり、当霊園が必要と認めた場合、使用を中断させることがあります。

第八条　1　自然災害等の不可抗力による損害、また、第三者によって生じた事故ならびに盗難について、当霊園はその責任を負わないものとします。

◎　使用区画の変更はお受けしかねます。
◎　使用区画内に開封した食べ物や飲み物、生花を供えるのはご遠慮ください。また、安全上の観点から、使用区画内での焼香や火の取扱いはご遠慮ください。
◎　滞納による合祀処理は、事前に通知しますが、連絡のとれない場合は規則通りに取り扱います。但し、何らかの事情があり事前に連絡があった場合はその限りではありません。
◎　合祀の際、写真・供物等は処分させていただきます。

令和６年８月１日改正

※本規則が実状に合わなくなった場合、その必要に応じて変更される事があります。
※住所・電話番号が変わった場合は、必ずご連絡ください。

東京動物霊園